九人以上三十人以下	二十七人
八人	二十四人
七人	二十一人
六人	十九人
五人	十六人
四人	十三人
三人	十一人
二人	八人
一人	五人

（帳簿書類）

第四条　林業分野に係る規則第三十九条第一項第五号の告示で定める帳簿書類は、第二条第二号への規定により育成就労外国人の第一条第二号に規定する講習に係る習熟度を確認した結果を記載した書類とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号。附則第三条において「改正法」という。）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。

（育成就労指導員に関する経過措置）

第二条　令和十一年三月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条第一号中「次のいずれかに該当する者」とあるのは「次のいずれかに該当する者又は育林・素材生産作業について七年以上の実務の経験を有する者若しくは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成八年農林水産省令第二十五号）第一条第一項の規定に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に現場管理責任者（フォレストリーダー）の区分で登録されている者」とする。

（育成就労外国人の数に係る経過措置）

第三条　第三条の規定の適用に当たっては、申請者の常勤の職員には、改正法附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた技能実習を行っている者は含まないものとする。

（令和六年農林水産省告示第千七百七十九号の廃止）

第四条　令和六年農林水産省告示第千七百七十九号（林業職種の育林・素材生産作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等）は、廃止する。

（令和六年農林水産省告示第千七百七十九号の廃止に伴う経過措置）

第五条　技能実習指導員については、なお従前の例による。この場合における廃止前の林業職種の育林・素材生産作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等附則第二項の規定については、同項中「令和九年三月三十一日までの間」とあるのは、「令和十一年三月三十一日までの間」とする。

別表（第一条関係）

時期の区分	事項	時間数
育成就労の対象となっていた期間の合計が一年に達するまで	育林・素材生産に共通する事項	二十一
	育林に関する事項	十九
	素材生産に関する事項	六
	合計	四十六
育成就労の対象となっていた期間の合計が一年に達した日の翌日から育成就労の終了日まで	育林・素材生産に共通する事項	三十
	育林に関する事項	九
	素材生産に関する事項	五十八
	合計	九十七

○農林水産省告示第六百二十四号

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省令の整備及び経過措置に関する省令（令和七年法務省令第四十五号）の施行に伴い、令和六年農林水産省告示第千七百七十六号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき林業分野に特有の事情に鑑みて定める基準）の一部を次のように改正する。

令和八年四月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）	（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）
第二条　林業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第八号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。	**第二条**　林業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。
一～五　（略）	一～五　（略）

附　則

（施行期日）

この告示は、令和九年四月一日から適用する。